

国際人道法の成立と発展

～ 戦争法から国際人道法へ

連載第1回(2.16 国際人道法講演会より)

糟谷英之(摂南大学法学部教授 国際法)



本年2月16日に、全国ネット主催で「ジュネーブ条約追加議定書30周年記念講演会」を開催しました。その内容を数回にわたり掲載します。

はじめに

はじめに、今日の講演会のタイトルにもありますように1977年にいわゆるジュネーブ諸条約追加議定書というのが締結されました。年間にはわたる国際会議を経て、最終日にこのいわゆる追加議定書と言われていますが、この条約が採択されたわけです。それから丁度30年経ったわけです。ということで講演会のタイトルにもなっているわけです。

現在のところ、第1追加議定書には157カ国が参加し、第2追加議定書に関しては133カ国が参加しているということです。日本は皆さんがご存知のように2004年6月に国会で承認したあと加入書を付託した効力が2005年の2月に発効しているということであり、す。ただ、国際人道法に関しましては日本では、これはなじみのあまりない分野であります。特に戦後は、後でも出てきますけれども

国連が出来て以来戦争は、これは禁止されているんだという意識が強まるとともに、そういったことを背景にして、そうしたらもうこういう戦争法はいらないんじゃないかということ、戦争法の研究と言っているのは一時中断しているということも特に日本の中ではありました。日本の場合、こういう言い方をしているのかどうかと迷いますけれども、憲法9条との関連でこういった戦争法というのは少し誤解が生じた面も実はあるわけです。

つまり、戦争法というのは何か戦争を賞賛する、礼賛するようなイメージがあったということで、実はなかなかこの分野の研究は進んでこなかったということです。しかし、こういった人道法の内容を知っていけば、人道法というルールは決して戦争を賞賛するような内容のものではないこと、むしろさらに人道的側面が推し進められていけば実は戦争そのものが出て来なくなるような状態になるのだということを理解していただけたらと思います。

I 国際人道法の発展 戦争法から国際人道法へ
1 戦争法の発展
(1) 近代国際法(伝統的国際法)における戦争法

今日は国際人道法とはどういうものかということをお話したいと思います。まず具体的な議定書の内容についてお話を前に、先ほど言いましたように、国際人道法全般の歴史について簡単に振り返っておきたいと思えます。

戦争法の発展というのはもちろんもつとも古く、いわゆる古代にもある意味では戦争が起きていたわけですから、そういった戦争を規制する慣行というのがありましたけれども、実は我々が考える戦争法というのは国際法の一部として、我々は近代的国際法と呼んでいますけれども、19世紀のあたり、こういったルールは発展してきたというふうには我々は考えています。特にグロチウス、この時代の言わば近代国際法を形成した学者の一人であるグロチウスはこういった戦争法の基本的な内容について当時の「戦争と平和の法」という本を書くことに基づいて一定の内容を確立しています。その内容につきましては、いくつかのそれまでの中世の考えを受け継いであります。この一つがいわゆる正戦論という考え方で、これはキリスト教的な思想を背景にして、正戦、不正戦、正当原因がある戦争を正戦と言い、それを満

たさな場合の戦争を不正戦といふことよつて制限しよう。つまり、二つに分けることよつて、一方の方は出来ないという一定の制約が加わる。

ただし実はこれは非常に難しい問題がありまして、必ずしも実際に正戦論がこういつた戦争の制約になつたかという、そうではない面も実はあるわけですね。

正戦論が出た背景は、一つは現実の世界でそういう武力紛争が起きて殺し合いをやると、ヨーロッパではキリスト教は一般的に文化的な背景として共通していましたが、戦う人たちはキリスト教的な考え方と矛盾するところが出てくるわけです。人を殺すというのはキリスト教の教義にはないわけですからこれは極めて矛盾ですね。それをある意味では正戦論は、正戦であるから君たちは戦えるという形で、言わば正当化する側面も実はあるわけです。現実の殺し合いを正当化する面もあるというふうにも言われています。ただ一定、正当原因という要因を認めるかどうかというところで、ある程度ふるい落としをしていることでは、制約の側面もあつたろうと我々は考えています。それといわゆる騎士道、中世の騎士の慣行を見ていって、これを法的に議

論として取り上げたと言われています。ただしこの時代は今言いましたように、各学者その他が議論として取り上げているわけで、実際のルールとして適用されているわけではないわけです。ちよつと語弊がありますが、いわゆる、今日お話するジュネーブ追加議定書なりジュネーブ条約といつたような条約として結ばれているわけではないということですね。それが現実化するのが19世紀になることになりま。

(2) 戦争法関連条約の成立

アンリ・デュナンというスイスの人ですが、その当時の戦争を現実に経験し戦場での兵士の非常に残酷な状況を見る中で、戦争犠牲者を保護することはできないのかと、そのために国際的な条約を作つて保護体制を作ろうと提案をします。これが最初です。それが1864年の一般的に言うジュネーブ第一条約、ジュネーブ条約ですね、第1回ジュネーブ条約とか、あるいは赤十字条約というふうに呼ばれている条約になるわけです。ちなみにアンリ・デュナンという人はこの条約を作る時に、前年に同志5人が集まつて5人委員会というのを作りまして、こういう運動に向かつたわけです。この5

人委員会というのは実は現在の赤十字国際委員会というものの母体であつたというわけです。従つてこのジュネーブ条約、その他、あとでお話するジュネーブ法というのは、赤十字ですね、ジュネーブにあるのですが、赤十字国際委員会というものが非常に大きくこの間歴史的にバックアップをしてきたというふうに言われているわけです。

この赤十字国際委員会というのは、実はジュネーブ条約の中でも非常に特殊な地位を与えられている。従つて非常に積極的に後でも触れませんがジュネーブ条約追加議定書その他の普及、そういったルールを世界的に広げるといふ努力も常にできております。これはまた、みなさんもテレビ等でおそらく目にしたことがあると思いますけれども、ペルーの事件、日本大使館が占拠された時にも赤十字国際委員会というのはその仲介に入り努力したりしているわけです。もちろんイラク戦争の際にもこういった赤十字国際委員会は戦場のなかで様々な監視を積極的

にやつてきております。従つて条約という形でこういつた分野、戦争法の分野が発展するのは19世紀になつてからであります。そしてそれが、その後ジュネーブの赤十字、第1回赤十字条

約だけではなしに、その後様々な形の条約が作られていきます。みなさんにお配りした資料の中にもありますように関連条約を見てもらつたら分かりますが、当時は戦場における兵士ですね、いわゆる戦争犠牲者保護がなされているわけですが、その後は特に1864年1864年には非常に大きな平和会議が開かれていますね。そこで作られた条約は特にそういう兵器その他のつまり戦闘の方法に関して制約を加えようという条約が作られております。

国際人道法の基本的な内容と言ふのは大きく分けて、一つはジュネーブ条約のような紛争規制ですね。つまり、戦闘員であるとか一般住民の保護を中心とした、ルールを我々はジュネーブ法といふふうな言い方をしているんですね。それに対して国際人道法と言ふのはもう一つ大きな流れとしては先ほど言いましたように1864年1864年の国際会議で作られたような、兵器に関する制限とかあるいは戦闘方法に関するルールを我々はハーグ法と言ふふうな言い方をしますね。これはどちらの会議もハーグで開かれた。一つの条約が出来た場所の名前をとつてこういう分け方をしているということですね。(以下次号)